

諏訪市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 16 日

諏訪市長 金子ゆかり

諏訪市条例第 24 号

諏訪市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部
を改正する条例

諏訪市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成 28 年
諏訪市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「10 人」を「9 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 5 月 20 日から施行する。